

岩手県告示第908号

旅行業法（昭和27年法律第239号）第19条第1項の規定に基づく旅行業者代理業の登録の取消しについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成21年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 被聴聞者の名称及び所在地

(1) 名称 特定非営利活動法人いわてNPOセンター（理事長 高井 昭平）

(2) 所在地 盛岡市大通三丁目10番40号工藤第7ビル

2 聴聞の期日及び場所

(1) 期日 平成21年12月15日（火） 午後4時から

(2) 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県議会議事堂第3会議室